

日本ブラジル国際シンポジウム

法学部法律学科 教授 まえだ みちよ
前田美千代

日本とブラジルの法学分野における国際学術交流として40年以上の歴史がある「日本ブラジル国際シンポジウム^{※1}」が、2023年11月9日(木)に慶應義塾大学三田キャンパスで法学部と法務研究科の共催にて開催された。直近の開催は2016年11月であり、約7年ぶりであった。その間、2019年まではブラジルをはじめラテンアメリカから専門家を招聘して個別講演会や比較法シンポジウム等が開催されたが、その後のコロナ禍で対面の交流が大きく中断することとなった。今回の開催によって、コロナ禍を乗り越え対面イベントとして復活したことが証明され、ここに日本ブラジル国際シンポジウムの歴史と伝統を再び紡ぐことができた。

本シンポジウムからの新しい試みとして、これまでのサンパウロ大学に加え、リオデジャネイロ州立大学との交流や、新しい法分野の追加、他大学セッションの追加があった。比較民事訴訟法の専門家として国際的に活躍するリオデジャネイロ州立大学のアントニオ・カブラウ教授の協力を得て、「日本ブラジル国際シンポジウム」ではおなじみの法分野である消費者法と手続法に加えて、障害者・高齢者法と家族法を追加した。いずれもブラジル法の先進性が際立つ分野であり、日本法改正の一助となることが期待される。さらに、三田キャンパスの外へ出て、平成国際大学および広島大学にてエクステンション・セッションを開催した。こうしてブラジル法のさまざまな側面が日本の各地に届けられ、両国の研究者・実務家の探究心を刺激できたとすれば、企画者の一人としてこの上ない喜びである。

※1 池田真朗「慶應義塾大学法学部・サンパウロ大学法学部交流史」、特集「義塾とラテンアメリカ」『塾』2014年 SUMMER (No.283) 参照

※2 2016年11月に慶應義塾大学三田キャンパスで開催された「日本ブラジル国際シンポジウム2016」の概要と講演録については、「法学研究」92巻7号・8号「特集ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法の現況(一)」、「(二)完」参照



アントニオ・カブラウ教授(一番左)による講演にて通訳する筆者(左から2人目)



談話室

教員によるエッセイコーナー